

令和 8 年度 生活指導の方針・体制及び体罰防止のための取組について

1 今年度の生活指導の方針・体制

【方針】

(1) 児童の豊かな心の育成

- ・ 道徳教育を要として、学校行事を含む全教育活動を通して、様々な体験活動や多様な表現活動に取り組むことで豊かな心を育む。
- ・ 学級・学年内やたてわり班での活動、学校行事等において様々な集団活動に自主的実践的に取り組み、一人一人の良さや可能性を發揮していくことを充実させ、集団の一員としての所属感や自己有用感、自尊感情を高められるよう指導する。
- ・ 保護者や地域との連携を深め、学校と共に車の両輪となって児童を温かく見守り、健やかな成長を促せるようにする。
- ・ 爽やかな挨拶を合言葉に、相手に真心が伝わり、心が通い合う経験を日頃から積み重ねることで、児童の心の成長につながるようにする。また、教師が挨拶習慣の範を率先して示し、挨拶のあふれる生活空間に親しませる。

(2) 全教職員での協議、情報共有を通じた児童の自己指導能力の育成

- ・ 自己指導能力（自分で自分をよりよい方向に進めようとする力）の育成を今年度の重点目標として、「自分で気づき、自分で判断し、自分で守る児童」をスローガンに、全教職員での協議や情報共有を密に行い、チーム由井三として指導に当たる。

(3) いじめの未然防止、早期対応

- ・ 児童が教職員に、気軽に相談できるような信頼関係を築くため、日頃から児童理解や心の触れ合いを大切にする。また、授業中や休み時間等において、児童の表情や態度、発言、日常会話から変化を感じ取るアンテナを教員が高くもつことで、いじめの未然防止に役立てる。
- ・ ふれあい月間に、全児童を対象とした「学校生活に関するアンケート」を学期に 1 回実施する。記述内容に応じて丁寧に聞き取りをし、結果を速やかに分析し、担任、生活指導部、学校いじめ対策委員会、スクールカウンセラー等が連携し、迅速な組織的対応を実現させていく。特に「相談できる大人がいない。」と答える児童については、家庭等との連携を一層密にし、事態の改善に努め、継続して見守っていく。
- ・ 毎週金曜日の夕会に生活指導上の児童の様子について情報交換を行う。
- ・ 週一回『学校いじめ対策委員会』を開催して全教員が参加し、いじめの兆候を見逃さず、いじめの未然防止に努める。万が一、いじめ又はいじめの疑い等が発生した場合には、

いじめ防止基本方針に基づいて組織的な対応を取る。

- ・ 6月に5, 6年生児童を対象として、Q-U（学級集団アセスメント）アンケート調査を行う。結果を活用して学級経営の充実を図り、児童理解を深め、居心地のよい学級集団を育む。
- ・ 隣接する由井学童保育所と連携を図り、定期的に情報交換等を行うことで、いじめの早期発見対応につなげる。

【体制】

- ・ 教職員で、問題解決型だけでなく、未然予防型の生活指導を心掛けや、人権を尊重する人間関係づくりに向けた取組を共通実践する。
- ・ インフォームドコンセント（※）の考え方を大切にし、教職員と保護者・地域と連携を図りながら、丁寧な対応をしていく。※対応結果について十分な説明を行い、理解・同意を求めること。

2 体罰防止のための取組

（1）体罰根絶のための教員研修の徹底

- ・ 服務研修を通して、アンガーマネジメントや、衝動的行動をコントロールする方法を習得する。
- ・ 生活指導部が中心となり、体罰防止に向けて全教職員一人一人が意識して実践できるようなスローガンを考え、職員室に提示する。また、学年やブロックごとに、児童の生活指導上の課題等について、日常的に情報交換や相互相談を行う。

（2）体罰をチェックする機能の強化

- ・ ふれあい月間に、全校児童にアンケートを実施し、体罰に関する状況把握を行う。
- ・ 毎月末に、「体罰防止セルフチェックシート」を活用して、教職員一人一人が自己の行動を振り返る機会とするとともに、管理職に書面にて報告するものとする。管理職は、必要に応じて、児童と教職員への聞き取りを行う。
- ・ 教職員が互いに助言し合える雰囲気の日頃から醸成していく。

（3）体罰のない教育活動の推進

- ・ 日頃から児童を全教職員で温かく見守り、児童一人一人の声をしっかり受け止める。
- ・ 教職員が個別に対応せず、組織的に複数対応を行う。
- ・ スクールカウンセラーや地域子ども家庭支援センター南大沢、学童保育所等と連携し、多面的な視点から児童の状況把握に努める。
- ・ 学校公開や行事での保護者からのアンケートや学校運営協議会での意見及び学校評価を通じて保護者、地域住民の声を収集し、学校ができることを家庭・地域に協力のもと、改善に努める。